

受験生チャレンジ支援貸付事業

主な事業内容 一定の所得以下の世帯を対象に、中学3年生・高校3年生またはそれらに準ずる方（中学校・高校既卒者、高等学校卒業程度認定試験合格者等）の学習塾、各種受験対策講座、通信講座の受講費用や、高校・大学等の受験料の貸し付けを無利子で行います。

※お子さんが高校・大学等に入学した場合は、手続きをすることで返済が免除されます。

申請期限 令和5年2月3日（金）

貸付資金の内容 表1参照

①世帯の生計中心者（18歳以上）であること
②父母等養育者の総収入または合計所得を合算した金額が一定基準以下であること（表2参照）

③世帯員の預貯金等資産の保有額が600万円以下であること
④土地、建物を所有していないこと（現在住んでいる場所の土地、建物を除く。不動産所得がある場合は、対象にならない場合あり）
⑤都内に引き続き1年以上在住（住民登録）していること

利用できる方 ①～⑦の要件をすべて満たす方

⑥生活保護受給世帯の世帯主または世帯員でないこと
⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員が属する世帯の世帯員でないこと

申し込み 直接福祉総務課庶務係（市役所3階）へ

表1 貸付資金の内容

区分	対象	貸付限度額	貸付範囲
学習塾等受講料貸付金	中学3年生・高校3年生またはそれらに準ずる方	200,000円	対象となる学習塾等の費用 ※令和4年4月分からの費用が対象 ※学習塾等に関しては要件あり
受験料貸付金（高校受験料）	中学3年生またはそれらに準ずる方	27,400円 ※1人に対して1度限り ※手数料は除く	対象となる高等学校等の受験料 ※4回（校）分の受験料まで貸し付け可 ※1回当たりの受験料は2万3千円まで
受験料貸付金（大学受験料）	高校3年生またはそれらに準ずる方	80,000円 ※1人に対して1度限り ※手数料は除く	対象となる大学等の受験料

表2 総収入・合計所得金額の基準額

世帯区分	総収入 所得	世帯人数		
		2人	3人	4人
一般世帯	所得	405万7千円以下	441万円以下	504万9千円以下
			308万7千円以下	359万9千円以下
ひとり親世帯	所得	280万5千円以下	496万6千円以下	577万2千円以下
			353万2千円以下	417万5千円以下

※総収入は給与収入の場合
※世帯人数とは、父母等養育者および18歳未満（就労中の場合は除く）または就学中（浪人生を含む）の子どもの人数を指します。
※賃貸物件にお住まいの場合は、年額上限84万円（月額上限7万円）を限度に、家賃支払額を総収入額から控除できる場合があります。

多摩川まるごと遊び塾 水辺はぼくらのワンダーランド

日程 7月30日（土）
※小雨決行、悪天候の場合は8月6日（土）に順延

会場 市民球技場近くの川原（市民球技場管理棟前広場集合）

対象 市内在住の小学生 ※保護者同伴

内容・時間
①多摩川まるごと遊び 午前10時～午後1時（9時25分受付開始）：ライフジャケット等を用いた安全教室▽水棲生物の捕獲と観察▽たらい舟での川下りなど

②移動水族館 午後1時～2時30分：多摩川にすむ魚の展示や解説▽タッチングプールでの生き物とのふれあい等

講師 ふれあい移動水族館館長 山崎愛柚香氏

定員 先着20組（予約制）費用 子ども1人300円
持ち物 帽子、タオル、着替え、水に入って濡れてもよい服（靴は履き替えの分も含めて足をしっかり保護するもの。大人を含めてサンダル不可）、水筒、弁当（必要な方）

※飼育ケース、ライフジャケットをお持ちの方は記名して持参
共催 おうめ水辺の楽校運営協議会、青梅・多摩川水辺のフォーラム

※「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」助成事業
その他 同フォーラムで

は年間行事にご協力いただける大人を募集しています。詳細は電話090-14403-5190で同フォーラム丸山へ
申し込み 6月30日まで
住所、氏名、保護者氏名、電話番号、学校名・学年、順延した場合の参加の可否を電子メール info@w30001.ty.oume.lg.jp で環境政策課管理係へ
※参加の可否を7月1日までに返信します。



記念館で落語会

高座終了後は青梅市吉川英治記念館をお楽しみください。

日時 6月26日（日）
①午後1時～2時15分（0時30分開場）
②3時～4時15分（2時30分開場）

分開場 対象 市内在住・在勤の方
出演者 柳家禽太夫氏（真打）
定員 各回先着20人（予約制）

費用 3千円
※記念館の観覧料として別途500円必要です。
申し込み 電話074-9477で青梅市吉川英治記念館へ
※受付時間は午前10時～午後5時



▷柳家禽太夫氏

青梅市の文化遺産66 今寺地区に伝わる神明社

市文化財保護指導員 神森 正

今回ご紹介するのは、地域の人々の郷土愛が昔から地域に伝わる文化財を守ったお話です。

今寺地区に「一本榎」と言われる一里塚があります。この一本榎の南東側は、「今寺村字神明」と言われた地域で、神明の一角には「神明社」となる神社が祀られており、地域の人々に信仰されていたことが江戸時代に昌平坂学問所が編纂した「新編武蔵風土記稿」に掲載されています。この「新編武蔵風土記稿」には、現在今寺地区にある「常磐樹神社」は掲載されていません。明治時代になって地区内の5つの小さい神社をまとめて常磐樹神社を新たに設立したと、明治10（1877）年頃に編纂された「皇国地誌」に掲載されています。同様に、「皇国地誌」の神明社の項には「雑社。社地縦七間、横三間、面積廿壹歩。（中略）字神明前四百十四番ノ官有地ニアリ。天照大御神ヲ祀ル。鎮座年月干支未詳ナラズ。（以下略）」とあります。

今回話題になったのはこの「官有地ニアリ」というところです。この神明社が建っていた場所は国有地となっていたため、国が民間に売却しようとした。民間に売却されれば私有地となってしまうと、神明社は取り壊されてしまったり、残ったとしても自由にお参りすることができなくなってしまう。

そこで、今寺地区の有志の方々が中心になって神明社の保存活動を行いました。具体的には、寄付を募り、常磐樹神社の境内を借りて、神明宮の遷座（お遷しすること）を行いました。遷座に合わせ、お社を覆う建物も篤志家の方達の浄財で新しくすることができました。

今、常磐樹神社の境内に遷された地域に古くから伝えられてきた神明社が、装いも新たに地域の安寧を見守っています。

問い合わせ 郷土博物館 023-6859



△神明社